

制定 平成 25 年 10 月 25 日

## One-Line 実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は One-Line 実行委員会（以下「会」という。）と称し、事務局を（宮城県気仙沼市田中前 3 丁目 7-11 に置く）。

(区域)

第 2 条 会の対象区域は、気仙沼市及び周辺区域とする。

(目的)

第 3 条 会は、会員相互に協力し、One-Line を開催することで、住みよい魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第 4 条 会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) One-Line 気仙沼クリスマスイルミネーションプロジェクトの開催
- (2) 上記に付帯する活動

(会員)

第 5 条 会の会員は、第 2 条に定める区域内において、居住するか勤務する者、事業活動を営む者、又は地域で、まちづくりの活動を行う者を対象者とし、会への入会、脱会は妨げないものとする。

(役員の選任)

第 6 条 会に、実行委員長、副実行委員長の役職を置く。

2 役員は、会員の互選によって定める。

(細則の制定)

第 7 条 本会則施行のため必要な細則は、会員の総意によって定める。

(総会)

第 8 条 会は、活動にて生じた利益を団体の構成員分配しない。又、解散時に財産を団体の構成員に分配しないものとする。

附 則

この会則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。